

直接集荷に係る売上高割使用料の計上誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																		
大阪府中央卸売市場管理センター株式会社	<p>仲卸業者が卸売業者を通さず、産地等から直接集荷したときは、直接集荷品販売届出書（以下「届出書」という。）を、翌月10日までに、指定管理者である大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（以下「センター」という。）を通じて、知事（開設者）に提出するよう定めている（大阪府中央卸売市場業務規程（以下「規程」という。）第44条第5項及び大阪府中央卸売市場仲卸業者の直接集荷許可要綱第4）。</p> <p>平成25年4月から10月までに計上された売上高割使用料は10,678,000円であったが、このうち273,000円は、いずれも集荷時期が平成24年度中であるため、発生主義に基づき平成24年度に売上計上すべきであった。</p> <table border="1" data-bbox="457 709 1721 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>届出書の提出時期</th> <th>件数</th> <th>販売金額</th> <th>売上高割使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成25年3月31日から同年4月6日まで</td> <td>8件</td> <td>49,384,000円</td> <td>123,000円</td> <td>規程で定められた翌月10日までに提出されている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>提出日未記入</td> <td>1件</td> <td>12,451,000円</td> <td>31,000円</td> <td rowspan="3">規程で定められた翌月10日までに提出されていない。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成25年4月15日から同年6月3日まで</td> <td>4件</td> <td>10,738,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成25年8月</td> <td>2件</td> <td>36,686,000円</td> <td>92,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15件</td> <td>109,259,000円</td> <td>273,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1については、届出書が規程に定められた提出期限内に提出されたものであり、センターは平成24年度の売上高割使用料として計上すべきであったがなされていない。</p> <p>2については、提出日が記載されておらず、書類の形式が不備であったものであるが、平成25年3月分を平成25年4月に計上している。</p> <p>3については、開設者が届出書の提出を期限内に行うよう仲卸業者に文書指導し、遅れて提出されたものである。</p> <p>4については、開設者が仲卸業者に対して平成25年7月26日及び同年8月9日に規程第64条に基づく立入検査を実施し、規程第65条第3項に基づく改善措置を命じた結果、仲卸業者から届出書が提出されたものである。</p>		届出書の提出時期	件数	販売金額	売上高割使用料	備考	1	平成25年3月31日から同年4月6日まで	8件	49,384,000円	123,000円	規程で定められた翌月10日までに提出されている。	2	提出日未記入	1件	12,451,000円	31,000円	規程で定められた翌月10日までに提出されていない。	3	平成25年4月15日から同年6月3日まで	4件	10,738,000円	27,000円	4	平成25年8月	2件	36,686,000円	92,000円	合計		15件	109,259,000円	273,000円		<p>売上高割使用料の計上時期について、期ずれを発生させないよう、翌月10日までに提出された届出書については、平成24年度の売上高割使用料として会計処理をすべきであったことから、今後、決算書を作成するに当たっては、適切に対応されたい。</p> <p>また、規程で定められた届出書の提出漏れを防ぎ、売上高割使用料の計上時期の期ずれを発生させないよう、開設者との連携を図り、適切に対応されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考：平成22年9月21日 開設者に対する委員意見（抜粋） （監査委員意見） また、仲卸業者の直接集荷実績の届出書が期日までに提出されないことにより、売上高割使用料が適時に計上できていないものがあった。場内業者への指導と併せて、適切に処理されるための内部統制の構築を検討する必要がある。 （措置の状況） 直接集荷実績確認に係る立入検査時に、届出をしていない仲卸業者に対して直接集荷の有無を確認し、あることが判明した場合は届出書の提出を求めるとともに今後遅滞なく提出するよう指導を行いました。 また、「直接集荷品販売届出額一覧表」を作成し、期限までに未提出の業者に対しては再三文書で提出を促すとともに、更に遅れがちな業者に対しては、個別訪問を行い、状況確認を行うとともに、毎月10日までに必ず提出するよう期限遵守に取り組み売上高割使用料が適時に計上できるよう努めました。</p> </div>	<p>届出の提出が遅れていた仲卸業者に対しては、開設者と共に個別訪問を実施し、年度内の届出を強く指導した。</p> <p>また、毎月の提出状況から提出の遅れが見られる仲卸業者に対しては、複数回にわたり連絡するとともに、開設者に情報提供し、迅速な指導を依頼する等、届出書の提出漏れを防ぎ、売上高割使用料の計上時期の期ずれを発生させないよう連携を強化した。</p>
	届出書の提出時期	件数	販売金額	売上高割使用料	備考																																
1	平成25年3月31日から同年4月6日まで	8件	49,384,000円	123,000円	規程で定められた翌月10日までに提出されている。																																
2	提出日未記入	1件	12,451,000円	31,000円	規程で定められた翌月10日までに提出されていない。																																
3	平成25年4月15日から同年6月3日まで	4件	10,738,000円	27,000円																																	
4	平成25年8月	2件	36,686,000円	92,000円																																	
合計		15件	109,259,000円	273,000円																																	

	<p>【参考：大阪府中央卸売市場業務規程（抜粋）】</p> <p>第44条 5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る生鮮食料品等の全部を販売したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第64条 知事は、中央市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第65条 3 知事は、中央市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対して、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>【参考：大阪府中央卸売市場業務規程施行規則（抜粋）】</p> <p>第58条 3 業務規程第44条第5項の申請書の提出は、仲卸業者の直接集荷品販売届出書（様式第27号）により行わなければならない。</p> <p>【参考：大阪府中央卸売市場仲卸業者の直接集荷許可要綱（抜粋）】</p> <p>第4 販売の届出 規則第58条第3項の届出は毎月10日までに前月中の実績を直接集荷品販売届出書（規則様式第27号）により、知事に提出する。</p>		
--	--	--	--